

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成30年10月4日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人生活安全支援センター

(2) 代表者名

三宅 秀樹

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区車屋町通竹屋町上ル砂金町403番地 田丸産業ビル6階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、民事関係トラブル・刑事関係トラブルなど、社会生活に密着した諸問題を抱えている個人や企業に対して、安心して暮らしていけるための相談に応じる事業と、問題解決へのアドバイスや指導、さらにカウンセリング等種々のサービス提供に関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成30年9月21日

(文化市民局地域自治推進室)